

川西市地域分権の推進に関する条例(案)要綱 に対する意見提出手続を実施します

川西市は、この度、「川西市地域分権の推進に関する条例(案)要綱」を作成しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第9条の規定に基づき、この条例(案)要綱に対する市民等の皆様からの意見を募集します。

本条例(案)要綱は、昨年11月に策定した地域分権推進基本方針に沿って、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的として策定したものです。地域が抱える課題解決に向けて地域活動に取り組む組織（地域自治組織）の認定、まちづくり地域交付金の交付、市民の地域活動への参加などを謳っています。

より良い地域づくりを進めていくために、皆様のご意見をお寄せください。

1 募集期間

平成26年3月1日（土）～3月31日（月）

2 案の公表方法

(1) 公表場所

地域分権推進課（市役所4階5番窓口）、市政情報コーナー（市役所2階）、大和行政センター及び各公民館（中央公民館、川西南公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館、黒川公民館）、コミュニティセンター（加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館、多田東会館、牧の台会館）、中央図書館、パレットかわにしに設置。

(2) 市ホームページ

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp> の「パブリックコメント」のページに掲載。

3 意見の提出方法

様式は自由です。案件名、氏名、住所、年齢、性別、該当箇所のページ番号等を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、川西市外にお住まいの方は、該当する項目（市内在勤、市内在学、当該案件に係る利害関係人のいずれか）を記入してください。

- (1) 郵送 〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市地域分権推進課 宛
- (2) ファックス 072-740-1315
- (3) 電子メール kawa0190@city.kawanishi.lg.jp
- (4) ホームページ

該当ページ下部の「お問い合わせは専用フォームをご利用ください」をクリックしていただき、そこからご応募ください。

4 その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 お問い合わせ先

川西市総合政策部 参画協働室 地域分権推進課 TEL:072-740-1600

